

要綱第14号

須恵町農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須恵町農業委員会の委員選任に関する要綱（平成28年要綱第13号）第8条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 須恵町農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、町長の求めに応じて、須恵町農業委員会委員の候補者（以下「候補者」という。）の評価を行い、意見等を町長に報告するものとする。

2 評価委員会は、前項の評価に当たり、各候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接及び関係する区域の代表者等の意見の聴取その他適当と認める方法により審査等を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 評価委員会の委員は、町長が任命する次の者とする。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 都市整備課長
- (4) 地域振興課長
- (5) 農業委員会事務局職員
- (6) 農業委員会推薦者1名
- (7) その他町長が指名する者

2 評価委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

3 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、町長が招集し、会長が議長となる。

2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 評価委員会の委員は、評価委員会で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。